



越前町就学援助費支給制度のご案内



この制度は、経済的な理由によって就学が困難となる児童生徒の保護者に対し、町が必要な援助を行う制度です。保護者からの申請により所得を審査し、準要保護児童生徒であると認定された場合、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費の一部や学校給食費が支給されます。なお、学校から請求された学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費及び学校給食費に未納がある場合は、就学援助費を未納金に充てる場合がございます。ご了承ください。

申請手続き

- ① 学校もしくは教育委員会に申請する旨を伝え、「就学援助費交付申請書兼世帯票」をお受け取り下さい。必要事項を記入し、各学校もしくは教育委員会へ下記書類※を添付し、提出してください。また、前年度認定となった方についても毎年申請が必要です。ご注意ください。

※児童生徒の同居者(生計を同一にする者)で収入のある方全員の令和5年中の所得が分かるもの。源泉徴収票、確定申告書のコピーなど。

(令和6年1月1日以前より越前町に住所のある方は申請書のみの提出をお願いします。)

令和6年5月31日(金)までに申請いただいた場合は4月分からの経費を支給いたします。それ以降の申請の場合は、受付した月分からの支給になります。

- ② 教育委員会において提出された書類を審査し、保護者あてに審査結果をお知らせします。世帯全員の所得が基準額を下回れば、準要保護児童生徒として認定し、就学援助費を支給することになります。
- ③ 認定が決定後、教育委員会から支給金額の入った「請求書」を送付いたしますので、必要事項を記入、押印し各学校へ提出してください。「請求書」の確認が取れ次第、保護者の口座に就学援助費を振り込みます。

振り込み時期

各学期末(8月・12月・3月)予定

申請書提出期日

令和6年5月31日(金)までに 申請書を学校に提出ください。

※5月31日以降も申請は受け付けております。ただし、6月1日以降に申請書が届いた場合は、受付した月から令和7年3月までの経費を支給いたします。

- その他、ご不明な点がございましたら、越前町学校教育課までお問合せください。

【問合せ先】

越前町教育委員会 学校教育課

(電話) 0778-34-8716

E-mail gakkou@town.echizen.lg.jp